

国土交通省ストックヤード運営事業者登録制度に関する質問と回答

区分	質問	回答
ストックヤード登録制度	登録番号・登録証が発行されるか	<ul style="list-style-type: none"> ・登録番号が発行される ・ストックヤード運営事業者登録規程第 16 条により、別記様式第 7 号を現場掲示することになる
	登録した土質改良プラントの改良土の利用促進方策はあるか	<ul style="list-style-type: none"> ・改良土を利用した事例集を作成し公表しているが、引き続き利用促進策を検討していきたい
	登録施設の優先利用策・メリットがあるか	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な施設として情報が公表され、施設の利用が促進される ・省令改正により搬出量 500m³ 以上工事では、元請者に最終搬出先の確認義務がある。元請者にとってみると登録施設へ搬出することにより最終搬出先を確認する必要がないことから、搬出量 500m³ 以上工事の元請者は建設発生土の搬出先として登録施設を利用することになるのではないかと
	登録制度の有効期間	<ul style="list-style-type: none"> ・5 年間
	登録制度の手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・無料
	登録制度の申請から受付完了までの期間	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね 3 か月間
	受領書の発行単位(ダンプごとか、搬出先ごとか)?	<ul style="list-style-type: none"> ・受領書は搬出完了後速やかに発行してほしい ・ダンプ 1 台ごとで発行、土砂の搬出が全て終了した段階で発行等やり方は事業者に応じて選択してほしい ・登録施設からの搬出先については、搬出先ごとの受領書が必要
	公共発注者向けに受入証明書を発行している場合でも受領証を発行する必要があるか	<ul style="list-style-type: none"> ・受領書に告示で規定している項目が入っていれば既存の書類で代用可
土砂条例の許可を得ているが、登録制度でも登録する必要があるか	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土規制法による許可・届出、資源有効利用促進法によるストックヤード登録制度、そして土砂条例による許可・届出のそれぞれについて確認し、必要に応じて手続を行う(条例によっては、盛土規制法との重複により必要なくなる可能性がある) 	
登録後に盛土規制法による届出をした場合の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・登録情報に変更があった場合は 30 日以内に届出が必要がある ・盛土規制法区域指定前に登録した場合は、区域指定後 21 日以内に盛土規制法による届出をし、区域指定後 30 日以内にストックヤード登録情報変更届出を提出することになる 	